

Q13 難聴特別支援学級における 自立活動の指導とは

1 はじめに

聴覚に障害のある子どもは、言葉を耳で聞いて覚えていくことができにくいので、話し言葉を身につけることが困難です。また、聞こえる子どものように、話し言葉を読むこと、書くことに自然に結びつけることが難しいので、言葉の発達に様々な困難があります。

言葉は、コミュニケーションの手段であり、目的的行为をするための思考の手段でもあります。言葉の発達の遅れは、全般的な学習の遅れにもつながります。聴覚に障害のある子どもの自立活動は、言葉の発達への支援が中心になってきます。また、障害からくる心理的不安定への配慮、支援も大切です。

2 実態把握の視点

実態把握のためのポイントとしては、以下の点が考えられます。

＜聴機能に関すること＞

- (1) 聴力の程度（裸耳、補聴器装用、測定機関）、平均聴力レベル
- (2) 障害の種類（感音性、伝音性、混合性）
- (3) 補聴器（適正なボリューム、購入年月日、調整機関）
- (4) コミュニケーションにおける聞き取り
（補聴器の活用状況、傾聴態度、一斉指示への対応の様子等）
- (5) 聞き取り能力
（環境音、短音、単語、文、文章、スピード、イントネーション）

環境音や人の音声の大きさ

		0 d B
深夜の郊外	ささやき声	10
		20
		30
静かな事務所	静かな会話	40
	普通の会話	50
静かな車の中		60
騒がしい事務所	大声の会話	70
せみの声		80
	叫び声	90
電車の通るガード下	30 cmの近くの叫び声	100
車の警笛		110
ジェット機の騒音	30 cmの近くのサイレン	120

（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 「就学指導資料」より）

＜言語能力に関すること＞

- (1) 発語の特徴（声の大きさ、スピード、イントネーション）
- (2) 会話の明瞭度
- (3) 発音の誤り
- (4) 語い（量、意味理解等）
- (5) 構文力（音声言語の理解、表現）
- (6) 読む力（本への関心、読字、内容理解等）
- (7) 書く力（ひらがな、かたかな、漢字、作文等）

＜コミュニケーション能力に関すること＞

- (1) 意欲
- (2) 態度
- (3) あいさつ、質問、話す力（生活経験、気持ち）
- (4) やりとり の 確 実 さ（伝言、質問への応答、話の筋道、話題にそった会話）
- (5) 音声以外の補助手段（身ぶり、筆談、手話、指文字等）

＜その他＞

- (1) 学習の理解度
- (2) 友だち関係
- (3) 社会性
- (4) 補聴器の自己管理
- (5) 行動の様子（興味、関心、集中力、持続力等）

3 項目及び目標の設定

聴覚障害の子どもに関連があると思われるものをあげてみます。

1 健康の保持

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること

聴覚障害のある子どもについては、発達の段階に応じて、耳の構造や自己の障害についての十分な理解を図ることが必要である。その上で、補聴器を用いる際の留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行うことが大切である。

3 人間関係の形成

(4) 集団への参加の基礎に関すること

聴覚障害のある子どもの場合、場面や相手によっては、行われている会話等の情報を的確に把握できにくいことがある。そのため、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合がある。そこで、背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して指導することが大切である。

4 環境の把握

(1) 保有する感覚の活用に関すること

聴覚障害のある子どもの場合、補聴器等の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導が必要である。さらに、場所や場面に応じて、磁気ループを用いた集団補聴システム、FM電波や赤外線を用いた集団補聴システム又はFM補聴器等の機器の特徴に応じた活用ができるようにすることが大切である。

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること

聴覚に障害がある場合には、感覚の補助手段として、音声を増幅する補聴器等の活用とともに、代行手段としての視覚の活用が考えられる。特に言葉を受容するための視覚的な手段としては、相手の口形や表情を基にして理解する読話、手指の形や動き等を基にして理解する手話や指文字、キュード・スピーチ（又はキューサインなど）がある。このほかにも、音声等の情報を文字表示する機器、時刻を光や振動を用いて知らせる機器等がある。これらの補助手段や代行手段の特徴及び機能を的確に理解して、子どもの個々の障害の状態に応じた活用方法を工夫できるようにすることが大切である。

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること

聴覚に障害がある場合、補聴器等を通して得られた情報だけでは、周囲の状況やその変化を十分に把握することが困難な場合がある。例えば、補聴器の活用の仕方によって、音の方向のとらえ方に違いが生じることもある。そこで、身の回りの音を聞き取り、様子や言葉を理解する場合には、視覚や嗅覚などの感覚も総合的に活用する指導が必要である。その際には、情報を的確に収集するとともに、様々な感覚をいかに活用するかについても考えさせることが大切である。

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること

聴覚に障害がある場合は、子どもの発達の段階に応じて、相手を注視する態度や構えを身につけたり、あるいは自然な身振りで表現したり声を出したりして、相手とかわかっていることができるようにしたりするなど、コミュニケーションを行うための基礎的能力を身に付ける必要がある。

(2) 言語の受容と表出に関すること

聴覚に障害がある場合には、言葉を受容する感覚として視覚と保有する聴覚を活用する方法がある。しかし、言葉の意味は単に視覚や聴覚による刺激を与えるだけで獲得されるわけではない。言葉を構成している音節や音韻の構造、あるいは文字に関する知識等を用いながら、言葉が使われている状況と一致させて、その意味を相手に適切に伝えて行くことが大切である。また、意志の表出の手段の一つとして音声があるが、子どもの障害の状態によって、その明瞭度は異なっている。したがって、こうしたことに配慮しつつ、音声だけでなく身振りを状況に応じて活用し、さらに、手話・指文字や文字等を活用して、子どもが主体的に自分の意志を表出できるような機会を設けることが大切である。

構音障害のある場合には、発声・発話器官（口腔器官）の微細な動きやそれを調整する力を高め、正しい発音を習得させるようにすることが必要である。そのため、音を弁別したり、自分の発音をフィードバックしたりする力を身に付けさせるとともに、構音運動を調整する力を高めるなどして正しい発音を定着させ、発音の明瞭度を上げるようにすることが大切である。

(3) 言語の形成と活用に関すること

聴覚に障害がある場合には、経験と言葉を結びつけることが困難になりやすいことから、子どもの主体性を尊重しながら、周りの人々による意図的な働き掛けが必要である。また、子どもの発達の段階等に応じては、抽象的な言葉の理解が課題となる。話し言葉や書き言葉、指文字や手話を活用するなどして、言語の受容・表出を的確に行うとともに、併せて言葉の意味理解を深める必要がある。さらに、文法等に即した表現を促すなどして、体系的な言語の習得を図り、適切に活用できるようにすることが大切である。

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること

聴覚に障害がある子どもの場合には、コミュニケーション手段として、音声や文字、手話等を用いる方法が考えられる。手指を用いる際にも、例えば、指

文字は言葉の音節を、キュード・スピーチは子音部分を表し、手話は単語レベルで意味を表現するなどの特徴があることから、子どもの障害の状態や発達の段階等を考慮して、適切なコミュニケーション手段の選択・活用に努め、円滑なコミュニケーションが行えるようにすることが大切である。

以上例示をしましたが、子どもの実態によりこれ以外の項目も選定して、目標を設定します。